
ホットニュース(平成15年度／第62号)

● 今月の業界ホットニュース／水を活かした街なか再生

先日佐賀に行く機会があり、一寸足をのばして日田市を歩いてみた。

街なかの鵜飼いをやる三隈川の河川敷が、遊歩道と鵜飼見物の屋形船の船着き場を兼ねている。その護岸の上は、好立地を得て旅館やホテルが並んでいるが、普通の民家も混じっている。ところがこれらの建物各戸から、護岸に創られた階段で直接河川敷の遊歩道・船着き場に降りることが出来るようになっている。民家にもこの階段が付いているのである。昔からの川に密着した生活の構造をそのまま維持している。なんと贅沢で風情のある雰囲気だと感じた。

街なかの水辺といえば、松江市で松江城を囲む堀に、堀川巡りの遊覧船を運航している。街なかであり橋桁が低く1.5米程度のところもあるが、そこでは屋形が斜めにスライドして橋スレスレに通れるようになっており面白い。街なかの水を何とか利用しようという知恵であろう。

昔の街なかは、川、水路、堀などに恵まれた所が多かった。中心商店街でも、間口が狭く鰻の寝床といわれる細長い敷地で、裏は水路に面して各戸がこれに橋を架けて出入りするという構造がよく見受けられた。まだこのような構造を持つ街が、結構残っているのではないかと思う。街なか活性化のためにも、水を活かした街なか再生を工夫してみたら面白いのではないだろうか。

(代表取締役 堀田 紘之)

● 農業政策を見据えたアルメックの新たな業務展開

現在、農林水産省では“「食」と「農」の再生プラン”として、・食の安全と安心の確保、・農業の構造改革を加速化、・都市と農山漁村の共生・対流、の3つの施策が示されている。特に・とについては今後のまちづくりに深く関連していくと考えられる。

“農業の構造改革を加速化”では米政策の大転換など諸策が挙げられているが、中でも「農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築」として、「住民参加による地域づくりと里地・里山の適切な保全を進める中で、農業や農地への多様な関わり方が可能となるよう、法律による諸規制から市町村の土地利用調整条例を基本とした新たな枠組みに移行することを検討する」とされている。これは、都市計画マスタープラン等との整合・調整・見直しを行うと同時に条例策定に波及するなど、本来の都市計画の延長線上の政策としての関連性が見られる。また、“都市と農産漁村の共生・対流”では、「都市と農山漁村で行き交う“わがふるさと”づくり」、「美しい自然と景観」の維持・創造」などの展開が示されており、グリーン・ツーリズムを推進するなど、農産漁村地域を活かした地域振興策として関連性が見られる。

また、「環境」をキーワードとして考えると、農水省をはじめとした6府省がバイオマスをエネルギーや資源として有効利用していくための具体策をまとめた「バイオマス・ニッポン総合戦略」が昨年12月末に閣議決定され、古紙や食品廃棄物、建設廃材などの廃棄物系バイオマスは法整備もあって比較的早く利活用が進むと予測したほか、2010年頃には稲わらやもみがらなどの未利用バイオマスの利活用、2020年頃には資源作物の栽培、2050年頃には新作物による生産量の増大が期待されるとしている。そのうえで多種多様な燃料や有用物質を体系的に生産する「バイオマス・リファイナリー」の構築、可能な限り繰り返し長く利用する「カスケード的利用」などの推進が必要と示されている。また、一定基準の目標数値を定めたバイオマスシステムを有する市町村を500程度構築する「バイオマスタウン500」やバイオマス・リファイナリーの本格導入を加速させるためのバイオマスを効率的に利活用する「バイオマスタウン構想」の検討が関係省庁によりH14年度から着手されている。

こうした展開により農業は、環境やエネルギー供給に深く関わることとなり、環境税が本格導入されるとその位置づけはさらに高まるものと予想できる。さらに廃棄後は土に還る樹脂である生分解性プラスチックの原料としての農作物の利用など、今後の農業は食料作物と並行して資源作物の展開が重要となり、これは将来の産業立地や土地利用にも影響すると考えられ、今後のまちづくりは、農業政策、都市政策、産業政策といった横の連携により総合的なまちづくりへの展開が重要と考える。

アルメックでは“農業施策を踏まえたまちづくり”について研究をはじめると同時に元農水省で現在は東京農工大学の名誉教授である塩谷哲夫先生との協力関係を構築いたしました。こうした体制により今後は、都市計画等におけるこれまでのノウハウを活用しつつ農業地域におけるまちづくりについても積極的に業務展開いたしますので、将来に備えたまちづくりを今から対処したい自治体関係各課の皆様はどうぞお気

軽にご相談ください。

(第二計画部 上席研究員 海口 晴彦)

●大店立地法の規制緩和

経済産業省が構造改革特区で認める大規模小売店舗立地法(大店立地法)の特例措置の概要をまとめた。今回の特例措置は、中心市街地活性化法に基づく基本計画を策定済みの自治体が特区認定を受ければ、大店立地法上の出店手続きを大幅に簡素化できるというものである。

ご存知の通り、大店立地法では1,000㎡を超える大型店の新增設時に都道府県に届け出るよう義務づけがなされている。届出には添付書類として駐車台数の算定根拠や騒音予測、車両の誘導経路などが必要とされているが、今回の特例措置ではこれらの大幅な簡素化も認めるという。

今までこれら添付書類の作成に係わってきた弊社にとっては、あまり有り難くない話と思われたが、簡素化されるのは書類であって、行う調査自体は変わらないと思われる。しかも今回の特例措置は、中心市街地活性化法に基づく基本計画が策定されており、かつ、構造改革特区の認定を受けたエリアに限定されるため、すわ、仕事が減るといったことにはならないのかなど、ホッと胸を撫で下ろすところである。

構造改革特区の認定を申請する地方公共団体にとっては中心市街地の活性化のために大型店が出店し易くなるのは歓迎だろう。出店側の民間事業者にとっては特区エリアへの出店が自由化になるメリットはあるにしても採算性を重要視するだろうし、周辺地域に及ぼす影響に対して、できる限り十分な対応をすることには変わりはない。はたして中心市街地活性化の起爆剤となりうるか今後の動向に注目したい。

(第一計画部 鈴木 一郎)

●青年海外協力隊レポート最終回 ～日本新発見！

2003年4月15日、日本帰国。久しぶりの日本は想像したほど変わってはなかったが、2年間の微妙な変化を見つけては楽しんでいる。そして、自分の視点もなんだか変わってきたようだ。まるで在日外国人のような視点でいろいろと日本を観察しているのである。

例えば、東京へ向かう電車の中、家が郊外までたくさんあるとか街中がごちゃごちゃしていると思ったり、駅に着けば出口がわからなくてウロウロしたり、地下鉄の路線図を見てもどこにどういうふうに行ったらいいのかさっぱりわからないのである。そしてあらためて、日本は外国人に対して不親切な街だと思わざるを得なかった。日本語の案内表示は多いのに、外国語の案内は少ないのである。初めて日本に着いた外国人はさぞ苦労することだろうと同情し、日本の都市はどうしてこんなに複雑化してしまったのだろうかと思った。

モロッコの都市は単純である。どんなに大きな都市または小さな街であっても、街を代表する繁華街はモハメッド5世(モロッコ王国独立時の王様)通り、基幹道路はハッサン2世(モハメッド5世の息子で前国王)通り、街の中心にあるのはモハメッド5世公園と大雑把に言うことができる。端的に言えば、どんなに道に迷っても、モハメッド5世公園を目指せば街の中心に出られ、初めて訪れた街でも、モハメッド5世通りを歩けばその街の一番賑やかな(ホテルもレストランもある)通りを歩いたことになるのである。(ただし、これはフランス統治時代に造られた新市街地でのことで、メディナと呼ばれる旧市街地の中を歩くときはこの限りではないのだが。)

日本の都市に当てはめてみると、モハメッド5世公園は鉄道駅、モハメッド5世通りは駅前商店街といったところだろうか。それにしても市街地の連旦と郊外化が進んで、街の中心が曖昧になってきているのは、日本ならではの問題なのである。

モロッコで2年間生活してみて、外から日本を見る機会を得た。そして、戻ってきた今は、新たな日本の発見と再認識をすることができた。青年海外協力隊に参加したことで、貴重な経験を得ることができたと思う。これからも、モロッコで得た視点を大切にしていきたい。

(海外室 酒井 夕子)

アルメックホットニュース(平成15年5月15日発行)

////////////////////////////////////